

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集において
提出された御意見及びそれらに対する考え方

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	全体	告示案では、相当の理由の有無の判断について考慮すべき諸要素が掲げられ、より詳細になっている。 しかし、これらの要素は、抽象的であり、具体的な相当の理由の有無の判断のための基準として機能するかどうか疑問である。 したがって、相当の理由があると認められる具体的な事案例や認められない具体的な事案例を示すべきである。 【匿名】	今般の本ガイドラインの改正により、「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素に係る記載を充実させることで、行政機関の長等がより適切に当該判断を行うことが可能になると考えております。 頂いた御意見については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において事例の追加を検討するなど、今後の執務の参考とさせていただきます。
2	全体	行政機関等における保有個人情報の目的外利用の基準をより明確化するという趣旨は理解できますが、本人への影響度を勘案しつつ総合的に評価するのは、行政判断上とても難易度が高いものとなります。この不明確な表現では、とても現場の判断に耐えません。 個人情報の利用に係る解釈は、個人情報保護委員会が一元的に行い、地方公共団体の審議会への諮問は許容しないという当初の法改正の趣旨から鑑みて、個人情報保護委員会が主体的にその判断の基準をより明確に示す必要があるのではないのでしょうか？ 【匿名】	今般の本ガイドラインの改正により、「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素に係る記載を充実させることで、行政機関の長等がより適切に当該判断を行うことが可能になると考えております。 頂いた御意見については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において事例の追加を検討するなど、今後の執務の参考とさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3	5-5-2	下記の変更が必要となる立法事実を明らかにされたい。なお、公開されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」について「」では、立法事実の説明がない、もしくは一般人から理解できないことを付言する。 相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容（※1）、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性（※2）、利用（※3）の必要性（※4）、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。 【匿名】	現行の本ガイドラインにおいては、「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素について、「保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等」とのみ記載していたところ、今般の本ガイドラインの改正は、当該判断に係る判断基準をより明確化する観点から、当該要素に係る記載を充実させることとしたものです。
4	5-5-2	5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について 個人情報保護法69条2項の文言からすると、ガイドラインの記載は、現行のように「ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項）。」という表現にされるべきであり、「これらに該当する場合であっても」という文言を削除することは、行政機関、地方公共団体等の誤解を招き、個人の権利利益を侵害する可能性が高まることから不当であり、再考を求める。 【匿名】	「相当の理由」又は「特別の理由」があるかどうかの判断に当たっては、本人への影響の程度等も勘案すべき要素であり、「相当の理由」又は「特別の理由」があると判断される場合には、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ」についても考慮されているため、御指摘の箇所は削除することとしております。 なお、本ガイドラインの改正は個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第69条第2項但書の解釈・適用に影響を与えるものではなく、当該改正によって個人の権利利益が不当に侵害されるおそれが生じるものではありません。 以上より、原案どおりとさせていただきます。
5	5-5-2	改正案では、「具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、法第69条第2項第3号に該当する者」という文言が追加されることが検討されているが、これは、改正前のガイドライン	「特別の理由」の判断に際しては、「相当の理由」があるだけでなく、更に厳格な理由が必要とされている

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		に明記されている要件に「相当の理由」の判断基準に関する要件が追加されるという理解でよいのか？ 「前提にしつつ」という文言が不明確であり、誤った運用がされることで個人の権利利益が侵害される可能性があるため、確認する。 【匿名】	ところ、今般の本ガイドラインの改正は、その具体的な内容を明確化したものであり、「特別の理由」の判断基準や当該判断に際して勘案すべき要素が変わるものではありません。
6	5－5－2 (※1)	「(※1) 例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。」との記載があるが、行政機関等の保有個人情報は、取得経緯において、法律上の義務に基づくか、少なくとも国民・住民が義務と捉えて提出したものと解される。そのため、全ての保有個人情報が取得経緯における義務性・権力性の高い情報に当たるという理解でよいのか、確認したい。 仮に、全ての保有個人情報が取得経緯における義務性・権力性の高い情報に当たるわけではないということであれば、取得経緯における義務性・権力性の高い情報に当たらない場合について、具体的な例を示されたい。 【匿名】	保有個人情報の中には、公的信用を背景に収集されるもの、取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや秘匿性が高いものがありますが、必ずしも保有個人情報の全てがこのようなものであるとは限りません。 取得プロセスにおける義務性・権力性が高いとはいえない保有個人情報として、例えば、行政機関等がイベントの開催に伴い取得する参加者の個人情報といった本人から任意に提供される情報などが考えられます。
7	5－5－2	法69条2項の文言からすると、改正前のGLの記載のように「例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。」ことは疑いがない。 それにもかかわらず、改正後のGLで、上記記載を削除することは、地方公共団体等に誤解を与え、個人の権利利益侵害につながる可能性があるため、削除は撤回すべきである。 また、万一、改正後のGLで、上記記載が削除される場合においても、現行ガイドラインの「例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。」という解釈が従前と同様に適用されるのか、教えてほしい。	今般の本ガイドラインの改正により「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素に係る記載を充実させており、「例外としてふさわしい理由」の内容が明確にされたものと考えています。 そのため、御指摘の箇所については、上記充実させた要素に係る記載に重ねて記述する必要がないことから、削除することとしております。 なお、今般の本ガイドラインの改正後も、「相当の理由」について、「例外的に利用目的以外の目的のため

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【匿名】	の利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。」ことに変わりはありません。
8	5-5-2 (※2)	【5-5-2 (※2)】 (※1) 及び (※4) については、69 条 2 項但書きを踏まえると、具体的考慮要素とすべきであることを読み取ることができる。また、(※3) については確認的記載事項として捉えることができる。 一方 (※2) については、69 条 2 項の規定上、目的外利用又は提供に際し目的間の関連性が求められることは読み取ることができず、他事考慮であるように考えられるため、あえて具体的考慮要素とすることの必要性について見解をご教示いただきたい。 仮に具体的考慮要素とすることが必要だとするのであれば、どの程度の関連性が認められれば目的外利用又は提供できるのかも併せて記載すること、あるいは法そのものを改正することが必要ではないかと考えるが、その点についても見解をご教示いただきたい。 【匿名】	本人は通常、行政機関等が特定した利用目的のために保有個人情報の利用又は提供が行われることについて、合理的な期待を有していると考えられるため、「保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性」を勘案すべき要素の一つとして例示しているところです。個別の事例ごとに判断することとなりますが、例えば、行政機関等が当該利用目的と一定の関連性を有する目的のために利用又は提供を行う場合においては、本人の期待を大きくは超えないものといえることから、当該一定の関連性があることは「相当の理由」があるかどうかを判断するに際して肯定的な要素となり得ます。他方で、例えば、行政機関等が当該利用目的と全く関連性を有しない目的のための利用又は提供を行う場合においては、本人の期待を超えることを踏まえてもなお、他の要素も勘案し、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるといえる必要があります。 なお、「相当の理由」の判断は、様々な要素を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断するものです。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
9	その他	国税庁の以下のリンクの第3回国税庁保有行政記録情報の精微に関する有識者検討会では、匿名加工したデータを、個人情報保護法上の行政機関等匿名加工情報として外部提供するためには、加工元の情報が情報公開法上の開示請求に対して全部又は一部開示できる必要がある。そのため、提供データの加工元であるマザーデータが、情報公開法の開示請求に対して不開示になるのであれば、提供データを行政機関等匿名加工情報として取扱うことは困難ではないかと考えられる。 行政機関等匿名加工情報として外部提供でなくても、個人情報保護法上、行政機関等は、学術目的の目的のためであれば、保有個人情報を提供することは可能である。 として、行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工した情報について、法69条2項を根拠に外部提供を実施している。本件検討会については、同じ政府機関であり個人情報保護法所管の個人情報保護委員会の了解を得ているものと思われる。 個人情報保護委員会と同じ政府機関が行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工した情報を同項を根拠に外部提供が可能としていることについては、同項を根拠に外部提供できない行政機関等匿名加工情報の新しい切り口であると考えられる。 そのため、行政機関等匿名加工情報が同項の相当の理由があれば外部提供が可能であることを明示していただきたい。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/tokumei_data/index.htm 【匿名】	本意見募集は、本ガイドラインの改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外であると考えます。 なお、行政機関の長等は、法第109条第2項各号のいずれかに該当する場合において、行政機関等匿名加工情報を提供することができます。
10	全体	「相当の理由」というのはなんなのか？ 個人情報を利用・提供するというのは納得いきません。 【個人】	法第69条第2項第2号及び第3号における「相当の理由」があるときは、行政機関の長等は利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することができます。これについては、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。 現行の本ガイドラインにおいては、「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素について、「保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等」とのみ記載していたところ、今般の本ガイドラインの改正は、当該判断に係る判断基準をより明確化する観点から、当該要素に係る記載を充実させることとしたものです。
11	その他	個人情報保護ガイドライン改正を通じたデータ紐付け過多の監視リスク抑制提案 改正案を支持しますが、行政機関等編でデータ紐付けの監視リスクを強化し、多岐にわたる個人情報の保護基準を追加すべきです。 行政のデータ共有増加で、銀行口座・マイナンバー・クレジットカード・健康・位置情報などの多様なデータを紐付け過多にすると、監視社会化の危険が高まり、すべての国民のプライバシーが脅かされます。海外移転の増加で漏洩が急増（2024 年事例 10 万件超、個人情報保護委員会データ）。行政のリスク評価に「紐付け影響分析」を義務化し、認定団体編で地方相談窓口を増設、データ共有の最小限原則を明記してください。 これで、便利さの名の下の過剰紐付けを防ぎ、格差拡大を防止。 改正案に反映を求めます。 【匿名】	本意見募集は、本ガイドラインの改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外であると考えます。 なお、行政機関の長等は、「相当の理由」があるかどうかの判断に際しては、様々な要素を総合的に勘案すべきであり、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することはできません。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
12	全体	「相当の理由」に判断基準が存在しなかったところにこのような例示を設けることは一定の前進であり評価できる。特に「当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性」を挙げた点は、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」の「3. 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」に記載された「既存の利用目的との関連性」を踏まえたものであろう。この政策の基本原則は OECD ガイドラインを踏まえたものとされており、この「関連性」も、OECD ガイドライン第 2 原則の前段「個人データはその利用目的に関連するものであるべき」との要求に沿ったものであろう。そこで要求されているのは、個人データのその利用目的との関連性である。政策の基本原則の「3」も見出しは「個人情報等の利用目的との関連性」となっていて、それに一致している。ところが、本件改正案に示された例示は、新たな利用目的の元の利用目的との関連性を指しており、OECD のその原則とは似て非なるものとなっている。そもそも、OECD ガイドラインが第 4 原則で要求するように、個人情報保護法が目的外の利用・提供を禁止しているのは、その本来の趣旨は、個人データが関連性のない目的に利用されることを予防することにより、絶対的な禁止というよりは、予防のための手段的規定と解するべきである。そのような予防策が求められるのは、本来の目的で構成された個人データをその目的以外の目的で利用しようとするれば、多くの場合に、その新しい利用目的に対して当該個人データが関連性のないものとなるからである。そうすると、本来の趣旨に立ち返って検討すれば、個人データを目的外に利用することが許されるべきかは、新たな利用目的に対して当該個人データが関連するものであるかどうかを改めて判断するという基準（基準 A）で足りると言い得る。それに対して、本件改正案が示した、新たな利用目的と元の利用目的の関連性という基準（基準 B）は、似ているようで異なるものである。実際のところ、基準 A を満たす多くの場合で基準 B は満たされないと考えられる。以上のことから、「相当の理由」の判断基準には、本来は、基準 A を例示することが望ましく、本件改正は一定の前進ではあるものの不十分であろう。さらなる改善のため、基準 A を個人情報保護法に規定すべく将来の法改正がなされることを期待する。	今後の執務の参考とさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【個人】	